

越谷・松伏水道企業団出前講座実施要綱

平成21年7月6日告示第31号

(目的)

第1条 この要綱は、給水区域内の団体が主催する集会等に企業団職員が出向き、専門知識を活かした講義や実習等（以下「出前講座」という。）の実施に関して必要な事項を定め、水道事業に関する情報提供の一層の充実を図るとともに、学習機会の拡充および意識啓発を推進することを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を受けることができるものは、原則として給水区域内に在住、在勤又は在学する10人以上の者で構成された団体とする。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、別に定める。

(開催時間及び場所)

第4条 出前講座の開催時間は、原則、平日の午前9時から午後5時までのうち2時間以内とし、開催場所は、給水区域内に限るものとする。

(申し込み等)

第5条 出前講座を受講しようとする団体の代表者（以下「申込者」という。）は、原則として当該団体が主催する集会等を開催しようとする日の14日前までに越谷・松伏水道企業団出前講座申込書（様式第1号）を企業長に提出するものとする。

2 出前講座に係る施設の利用については、申込者の責任においてこれを行うものとする。

(決定)

第6条 企業長は、前条の申込があったときは、受講の可否を決定し、越

谷・松伏水道企業団出前講座受講決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 企業長は、前項の受講の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

（受講の制限）

第7条 企業長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、出前講座の受講を許可しない。

（1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき

（2）政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき

（3）出前講座の目的に反し、その受講が適当でないとき

（変更等の届出）

第8条 第6条の規定により出前講座受講の決定を受けたものは、開催日時、場所その他申請事項に変更があったとき、又は出前講座の受講を取り消そうとするときは、速やかに企業長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

（経費）

第9条 出前講座の講師料は、無料とする。ただし、出前講座の実施に際し、施設使用料および材料費等が必要とするときは、申込者において負担するものとする。

（庶務）

第10条 出前講座の庶務は総務課において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月6日から施行する。

附 則（平成 3 1 年 2 月 7 日告示第 3 号）

この告示は、平成 3 1 年 2 月 7 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

越谷・松伏水道企業団出前講座申込書

年 月 日

越谷・松伏水道企業団企業長 様

団体名

住所

申込者 氏名

電話

越谷・松伏水道企業団出前講座を受講したいので、次のとおり申し込みます。

希望講座		
希望日時		
場 所		
参加人数		
集会等の 名称及び 開催目的	名 称	
	目 的	
備 考		

様式第2号（第6条関係）

越谷・松伏水道企業団出前講座受講決定通知書

年 月 日

団体名

申込者 様

越谷・松伏水道企業団企業長

（公印省略）

年 月 日付で申し込みのありました出前講座については、
次のとおり決定しましたので、通知します。

講座名	
開催日時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
場 所	
講 師	
受講条件	
備 考	

問い合わせ先

越谷・松伏水道企業団総務課 TEL(048)966-3931